

政 法 第 1 0 0 号  
答 申 第 3 9 0 号  
平 成 2 6 年 4 月 1 0 日

千葉県教育委員会  
委員長 金本 正武 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘 司 久 雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成24年5月22日付け教財第262号による下記の諮問について、別紙のとおり答申  
します。

記

諮問第483号

平成24年4月1日付けで異議申立人から提起された、平成24年3月28日付け教財第  
1947号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成24年3月28日付教財第1947号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 千葉県職員らは、特定個人元一級建築士の耐震偽装にて、千葉県が安全だとした建物が実際は同耐震偽装を隠ぺいするため、対象文書がない（保有していない。）としている。同職員らが、隠ぺいせざるを得ないのは、[同耐震偽装で保有水平耐力計算は大規模な地震動（震度6強以上）でない、中規模な地震動（震度5強）だけの耐震基準でよいとしたため、その後の保有水平耐力計算でも同様とせざるを得なかったため]、現に対応しなければならない震度6強以上の耐震性が必要な建物を千葉県の建築主事が耐震偽装を承知で建築確認済としたことを隠すためである。
- (2) 特定個人元一級建築士は、許容応力度等計算での耐震偽装をしたが、国及び関係都県（千葉県も含まれる。）は平成17年11月25日の「構造計算書偽装問題対策連絡協議会」で、震度6強以上の地震はあったらその時はその時とすればよいとして、震度5強で損壊がなければよいとした。このことは、許容応力度等計算で安全に問題があっても保有水平耐力を計算するモデル化の方法《標準せん断力係数 $C_0$ （以下「 $C_0$ 」という。） $=0.2$ で計算したものを用いる。》や限界耐力を計算する別の方法（限界耐力計算でも保有水平耐力を計算するが $C_0=0.2$ でよいとした。）により建築基準法を満たすとした。許容応力度等計算は頑丈な柱で耐震を確保し、保有水平耐力計算は柱の他に壁等も含めて耐震を確保するものである。

- (3) 平成7年の阪神大地震で地震の震度が変わった(5弱、5強、6弱、6強が新設された。)が、建築基準法は中規模の想定地震動 $80\sim 100\text{ cm/sec}^2$ を気象庁が震度5弱としているのに震度5強とする耐震偽装をしていた。高層建築物では $25\text{ cm/sec}$ を想定しているのが、同様に震度5弱であることが明らかになっている。このため、日本建築センターの「建築物の構造」や国土交通省営繕部の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説は昔のままで、平成19年6月20日改正の現在の建築基準法となっても耐震偽装を明らかにしていない。
- (4) 千葉県職員らは、『上記2(2)の連絡協議会で、特定行政庁が建築物の使用制限や除却等の命令を行う基準となる危険度(保有水平耐力と必要保有水平耐力の比)の目安として、建築基準法による要求水準1.0に対して0.5とすることにしたのが震度5強程度の地震により倒壊するおそれがあるとした耐震偽装』を、隠ぺいしている。ちなみに同0.5という数字は、平成16年の建築基準法改正で定められた「既存不適格建築物に係る勧告・是正命令制度のガイドライン」において建築基準法10条の勧告の基準とされているとともに耐震改修促進法における基本方針(告示)に盛り込まれた構造耐力指標(Is)0.3に相当するものとしたもので、国土交通省報道発表資料平成17年12月8日付「マンションの耐震性等についてのQ&Aについて」でも明らかにされている。
- (5) 現在地震の加速度をGalの単位( $1\text{ Gal}=1\text{ cm/sec}^2$ )や地震の速度をkainの単位( $1\text{ kain}=1\text{ cm/sec}$ )と言ったりして上記2(3)の $\text{cm/sec}^2$ や $\text{cm/sec}$ と関係のないように見せかけているのが、国や千葉県が加担した耐震偽装を隠ぺいしている証拠である。
- (6) 実施機関は、別件の異議申立人の行政文書開示請求で鋸南町立勝山小学校の一般教室棟が「中規模の地震(震度5強程度)に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震(震度6強から震度7程度)に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標として計算していることがわかる書類」なら同小学校の建築確認申請書類があると補正要求をしてきたがその根拠がないことがわかり、耐震偽装を隠ぺいしていた事実を自白している。
- (7) 耐震偽装を隠ぺいのため、対象の行政文書を保有していないとするのは許されない。

### 第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

#### 1 本件請求について

異議申立人は、実施機関に対し平成24年3月19日付けで、行政文書開示請求書（以下「本件請求書」という。）の「開示請求する行政文書の件名又は内容欄」の記載を「千葉県知事が平成20年完成鋸南町立勝山小学校一般教室棟の耐震偽装を自白していることから、同小学校の国庫負担金の返還についてわかる書類（添付書類H24.2.22付建1894号、H24.3.5安土1842号）」とし、「行政文書開示請求に係る補正について」（平成24年2月22日付け建第1894号）及び「回答書」（平成24年2月26日付け）並びに「行政文書不開示決定通知書」（平成24年3月5日付け安土第1842号）の写し（以下「添付書類」という。）を添付した開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 本件対象文書及び本件決定について

- (1) 本件請求の内容から、異議申立人が実施機関に開示を求めているものは、勝山小一般教室棟の国庫負担金の返還義務が生じ、それに伴って作成又は取得された国庫負担金の返還に係る行政文書であると認められた。

国庫負担金の返還に係る行政文書とは、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）に基づき、公立の小中学校等の新增築をした場合に国がその一部を負担することとされている国庫負担事業の国庫負担金の返還に係る行政文書であることから、勝山小一般教室棟の国庫負担金（以下「本件国庫負担金」という。）の返還に係る文書を対象文書（以下「本件対象文書」という。）として特定した。

- (2) 公立小中学校等の新增築に係る国庫負担金の返還は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）で、補助金等の交付の決定が取り消された場合には、すでに交付された補助金等を返還しなければならない旨定められている。

本件国庫負担金については、平成19年度に国庫負担事業の交付申請を行い国庫負担金の交付を受けているが、開示請求の時点を含めこれまでのところ本件国庫負担金の交付の決定の取り消しを受けていないため本件国庫負担金の返還の手続きを行っていない。このため実施機関では本件対象文書を作成又は取得しておらず、

保有していない。

以上のことから、請求のあった行政文書を保有していないため、本件決定を行った。

### 3 本件決定の理由について

異議申立人は耐震偽装を隠ぺいするため、対象の行政文書を保有していないとするのは許されないと主張する。しかし、勝山小一般教室棟については国庫負担金の交付の決定の取り消しを受けておらず、国庫負担金の返還を行っていない以上、実施機関では国庫負担金の返還に係る文書を作成又は取得していない。

このため本件決定で不保有としたものであり、耐震偽装を隠ぺいするため不保有としたものではない。

## 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定については、実施機関の説明要旨1及び2のとおりである。

### 2 行政文書の不存在について

(1) 本件審査の過程で、当審査会が実施機関から提出された資料等により確認した事項は以下のとおりである。

ア 鋸南町は実施機関を経由機関として、文部科学大臣に対し、平成19年7月5日付け国庫負担金交付申請書を提出した。実施機関は、平成19年8月1日付け公立学校施設整備費国庫負担金交付決定通知書により、鋸南町に対し、上記交付申請の国庫負担金について文部科学大臣の決定があったことを通知した。

イ 鋸南町は実施機関を経由機関として、文部科学大臣に対し、平成20年2月5日付け国庫負担金変更交付申請書を提出した。実施機関は、平成20年2月26日付け公立学校施設整備費国庫負担金交付（又は追加交付）決定通知書により、鋸南町に対し、上記変更交付申請のあった国庫負担金について文部科学大臣の決定があったことを通知した。

ウ 鋸南町は実施機関に対し、平成20年10月17日付け実績報告書により上記ア及びイにより国庫負担金の交付の決定を受けた事業の実績について報告し、実施機関は鋸南町に対し、同実績報告書の報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交

付の決定の内容等に適合するものと認め、本件国庫負担金の額を確定した。

- (2) 実施機関は、上記第3の2(2)及び第4の2(1)のとおり、本件対象文書を作成又は取得していない旨説明するが、その説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

よって、本件請求に係る行政文書は存在しないと認められる。

### 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

### 4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 5月22日	諮問書の受理
平成24年 6月29日	実施機関の理由説明書の受理
平成26年 1月31日	審議
平成26年 2月28日	審議
平成26年 3月28日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成26年3月28日現在)